

新型コロナウイルス対応について

令和2年2月27日

令和2年2月27日現在、以下の感染症対応を実施すること。

法人対応	<ul style="list-style-type: none">①緊急および必要度が高い会議および委員会以外中止。②法人内部の研修は中止③法人外の研修については、主催者側が中止の判断をしない場合には参加。マスク着用の徹底。ただし、懇親会は不参加とする。④職員の体調管理のため、できるだけ超過勤務はさせない、しない。⑤ふれあいステーションほっとは閉館(8日まで)⑥ホームページに対応文書を掲載
------	--

※判断に迷った場合には施設危機管理部長まで連絡。必要に応じて常勤理事、常務理事が判断する。

事業所対応	<ul style="list-style-type: none">①面会の禁止②帰省は原則中止とするが状況を考慮し、所属長が許可した場合のみとする。規制時の体調管理には十分に中止すること。③利用者の外出や買い物等については、所属長が必要度を判断し対応。④業者対応は修理等やむを得ない場合以外、利用者の生活範囲外での対応。⑤通所3事業所合同でご家族あてプリントを送付。体調の確認と疑わしき場合の連絡等を通知。⑥通所事業所については通達通りご自宅での検温を実施し体調不良の場合には、登所を中止していただく。⑦とみがおか・共栄はご家族向け文書を発送。⑧つなぐについては、臨時休校の児童の受け入れを状況を考慮しながら実施。体調調査と消毒には十分に注意すること。
-------	--

※所属長は感染症対策委員会および担当部長と連携し対応

感染対応	<ul style="list-style-type: none">①職員の出勤時の全員検温の実施②熱がある場合および解熱剤を使用しての勤務の禁止③アルコール消毒の徹底④家族の体調不調の連絡の徹底⑤感染症対策委員会で管理しているマスク・アルコールの在庫数の確認と対応可能日数を考慮した在庫管理
------	--

※感染症対策委員会対応

この対応を、3月13日まで実施。

行政通知および状況変更があった場合には随時変更し周知する。

新型コロナウイルスが発症した場合には、発症時BCM(事業継続マネジメント)対応文書内容で対応すること。